

議 事 録

令和5年10月10日

開催場所	本庁 2階 202・203会議室	13:30～16:30
会議名	第4回 伊賀市農業委員会総会	
出席者	坂本 森下 玉岡 門口 森田 高田 西田 藤室 川口(→) 中原 福岡	
	田中 池町 山本 稲森 西尾 橋本 折戸 喜多 西口 喜久永 (計21名)	
欠席者	大田 木下 福地〔吉岡 川口(員)〕	
事務局	小林 前川 矢野 北田 岡嶋	
議 事		
議長	皆様おそろいですので、只今から第4回伊賀市農業委員会総会を開催します。それでは総会の成立報告を事務局からお願いします。	
事務局	現在、出席委員は総数24名中21名で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程による成立要件の過半数に達しております。本総会の成立をご報告させていただきます。以上です。	
議長	今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これに異議ございませんか。	
一同	異議なし。	
議長	次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。7番の藤室明生委員、9番の川口一夫委員をお願いします。本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっていますので、ご承知おきください。	
議長	報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」、は何れも報告案件ですので一括して報告いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。 賃貸借の合意解約がなされ、報告件数5件、筆数は田17筆、面積は合計22,461㎡についての通知がありましたので報告いたします。 続きまして報告第2号 使用貸借契約の解約による通知についてご説明します。 無償の貸し借りである使用貸借の合意解約がなされ、報告件数4件、筆数は田7筆、畑1筆、面積は合計8,850㎡についての通知がありましたので報告いたします。	
議長	説明が終わりました。ご発言はございませんか。	
議長	ご発言が無いようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」と、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」、は報告のとおりご承知おきください。	
議長	続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第1号No.1～6について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。	
事務局	No.1 詳細は議案書のとおりです。譲受人の耕作面積は現在35aで、取得後は71aとなります。譲受人は譲渡人のいとこの子にあたり、親族間での贈与となります。農機具は田植機、トラクター、コンバイン、耕運機、乾燥機、籾摺機、を各1台所有されており、従前からすでに当該農地は譲受人が水稻、野菜、果樹の耕作管理をしている状況であるため、取得後も農作業に常時従事し効率的に耕作できると認められます。	
事務局	No.2 詳細は議案書のとおりです。譲受人の耕作面積は11aで、農作業歴は本人が10年で常時従事されています。農機具は耕うん機を1台所有され、申請地では野菜を耕作されます。申請地は自宅の隣接地で、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。	

事務局	No.3 詳細は議案書のとおりです。現在、譲受人の耕作面積はありませんが、対象農地の隣地にある空き家を購入し、今回取得する農地では玉ねぎ、かぼちゃ等の野菜を栽培することになっており、農業委員さん、推進委員さんに農業従事者として問題がないことを確認いただきました。農作業歴は本人が0年、母が10年で、常時従事される予定です。農機具は耕うん機を1台所有し、購入した居宅の隣接地であることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。また、本日、神戸地区の農業委員さんは欠席されていますが、9月に関係者一同で現地立会を行い、問題がないことを確認して頂いているところです。
事務局	No.4 詳細は議案書のとおりです。現在、譲受人の耕作面積はありませんが、対象農地の隣地にある空き家を購入し、今回取得する農地では大根、玉ねぎ、じゃがいも等の自家消費用の野菜を栽培することになっており、農業委員さん、推進委員さんに農業従事者として問題がないことを確認いただきました。農作業歴は本人、妻が0年ですが、常時従事される予定です。農機具は耕うん機を今後調達する予定であり、購入した居宅の隣接地であることから、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.5 詳細は議案書のとおりです。譲受人の耕作面積は19aで取得後の耕作面積は27aとなります。農作業歴は本人が9年、妻が5年農業に従事しており問題ありません。農機具は、耕運機を1台、草刈機を3台所有されており、取得後は大根・なすび・白菜を耕作されます。申請地も自宅の近隣であり、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.6 詳細は議案書のとおりです。譲受人の耕作面積は613aで取得後の耕作面積は627aとなります。農作業歴は譲受人それぞれが10年・父が30年・母が25年農業に従事しており問題ありません。農機具は、トラクター・田植え機・コンバインをそれぞれ1台所有され、取得後はとうもろこしを耕作されます。譲受人は兄弟で、また周辺農地も多数耕作されており、取得後も効率的に耕作できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
議長	只今の説明に関連して古山地区担当委員、依那古地区担当委員、壬生野地区担当委員、新居地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
中原委員	No.1について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
藤室委員	No.2について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。建物の裏で宅地を通って行き面積も小さいため、特に問題はございません。
池町委員	No.4について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。譲渡人は西之沢出身で帰って来ないため、特に問題はございません。
森田委員	No.5について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。譲受人は高齢ですが、農地まで近いため、特に問題はございません。
森田委員	No.6について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.1～6について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.1～6について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.1～6は原案のとおり許可することに決定しました。

議長	続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第1号No.7～12について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	No.7 詳細は議案書のとおりです。譲受人の伊賀市の耕作面積がなかったため、去る10月2日に新規営農面談を行いました。出後・平田で農地を購入する計画であり、取得後、水稻・葉物野菜を作付けすることで新規営農者として認められたところです。取得後の耕作面積は111a、農作業歴は本人が30年農業に従事しており問題ありません。申請地は出後にある住居予定地から車で5分程度、農機具については近隣の農事組合法人からトラクター・コンバイン・田植え機をリースする予定で、取得後も引き続き効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.8 詳細は議案書のとおりです。譲受人は、農作業用に草刈機を所有し、耕運機を導入予定です。売買による取得で、取得後は畑地利用で野菜を作付けされます。新規営農ですが面積が小さく家庭菜園として利用されます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.9 詳細は議案書のとおりです。農機具は、トラクター、田植え機、コンバインなどを複数台所有しています。取得後は水稻を作付けされます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.10 詳細は議案書のとおりです。譲受人は、トラクター、田植え機、コンバイン、軽トラックを所有しています。売買による取得で、取得後は水稻を作付けされます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。
事務局	No.11 詳細は議案書のとおりです。申請地は、正月堂から南東に約100mの位置にあり、譲受人の自宅からは約2kmの距離にあります。譲受人が役員となっている株式会社〇〇からは100m以内にあり。譲受人は、新規で農地を取得されますが、小型の耕運機と草刈機を所有しています。今後は、年間の農業従事日数150日を予定しており、申請地においては、オリジナルの醤油を作るための大豆を栽培される予定です。また、申請地には敷地面積が35㎡の農業用倉庫が建っており、農地法施行規則第29条第1項に関する農地転用の届出書も提出していただき、農業用倉庫も含めて所有権移転するものです。譲渡人は、高齢で後継者がいないため、地元在住の譲受人に所有権移転されることで、効率よく管理できると判断します。
事務局	No.12 詳細は議案書のとおりです。申請地は、島ヶ原支所から南東に約1.5kmの位置にあり、譲受人の自宅からは約3kmの距離にあります。報告第2号の「使用貸借契約の解約による通知について」のNo.3で報告しましたとおり、譲渡人と譲受人は使用貸借権を設定していましたが、令和5年8月25日に合意解約し、今回の申請に至っています。譲受人の取得後の耕作面積は187aとなり、トラクター2台・耕運機2台・田植機2台・コンバイン1台等を所有しており、妻とともに農業に従事しています。申請地においては、水稻を栽培される予定です。申請地は、農業振興地域内の農用地であり、これまでも譲受人が耕作されていたことから、引き続き効率よく管理できると判断します。
議長	只今の説明に関連して山田地区担当委員、上津地区担当委員、種生・矢持地区担当委員、の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。島ヶ原地区については私が説明します。
西尾委員	No.7について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。面積は1haを超えますが自走式の草刈機や軽トラックを今後購入予定で、水田に必要なトラクター・コンバイン・田植え機はリースするため、特に問題はございません。
折戸委員	No.8についに説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
喜多委員	No.9についに説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
喜多委員	No.10についに説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
坂本委員	No.11についに説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。

坂本委員	No.12について説明します。関係者一同で現地立会を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	No.7ですが面積が1haを超えていて新規ですが、名義だけ変えて地元の農事組合法人に全て耕作してもらうのではありませんか。
西尾委員	面積は多いですが、譲受人もやる気のある方で農業経験も30年あり農機具も近隣の〇〇に借りるため、特に問題はございません。
事務局	四日市で農業経験も30年あり、必要な場合だけ農機具を借り、名義変更して農業をするということで、特に問題はございません。
議長	他にご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.7～12について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第1号No.7～12について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第1号No.7～12は原案のとおり許可することに決定しました。
議長	続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第2号No.1について、事務局の説明を求めます。
事務局	No.1 詳細は議案書のとおりです。申請地は、友生地区市民センターから北西に約1.2kmに位置しています。申請地は、農業振興地域内の農用地ではありませんが、土地改良法による換地処分となっていることから、第1種農地となりますが、農地法施行規則第35条第5号に規定されている既存の施設の敷地面積の2分の1以内の拡張に該当するため、例外規定を適用しています。申請地は、平成14年頃から住宅敷地内の通路として利用されていることから顛末書を添付しての申請となっており、今回の転用はやむを得ないものと判断します。土地造成については砂利敷きをされており、雨水排水については地下浸透により処理しています。万一周辺農地等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっています。また、隣接所有者等に事業説明を行い、了承を得ていることから、転用について問題ないものと判断します。 なお、本日友生地区の大田委員は欠席されていますが、10月3日に関係者一同で現地の立会を行い、転用することに対して問題なしとの意見をいただいていますので報告させていただきます。
議長	友生地区担当委員は本日欠席のため、これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第2号No.1は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第3号No.1～7について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	No.1 詳細は議案書のとおりです。申請地は伊賀鉄道依那古駅から南東へ200mほどで、市街地化の傾向が著しい区域内にあるため第3種農地と判断します。申請地は、譲渡人と譲受人が駐車場敷地として利用することを了承したものであり、譲渡人が遠方で農地として管理していくことが困難であることから、平成28年にコンクリート舗装したために顛末書を添付しての申請となっており、農地に戻すことも困難であるため今回の転用はやむを得ないと判断します。取水はなく、排水は雨水のみで、隣接する西側所有地で自然浸透する計画です。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.2 詳細は議案書のとおりです。申請地は、伊賀市立南中学校から南西へ300m程に位置し、農振農用地に該当します。申請法人 株式会社〇〇は、平成27年に設立された法人で、現在、伊賀市立南中学校のスクールバスの運行を行っているところですが、駐車場として使用している借地が3年の一時転用期間を迎えることから、新たに申請されたものです。バス運行による一般車への交通障害の防止と生徒送迎を円滑に行うため、送迎バスの駐車場が必要となることから、学校近くの当申請地において一時転用するものです。土地造成は整地のみで取水はなく、排水は雨水のみで、自然浸透及び南側の既設水路へ放流する計画です。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.3 詳細は議案書のとおりです。申請地は、野間公民館から北に400mに位置する農地で、周辺は小規模な農地集団であることから第2種農地と判断します。申請地は基盤整備されていない狭小な農地であることから、太陽光発電施設として活用するということで、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日より令和6年1月末日までの計画です。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び北東・南西の既設排水路へ放流する計画です。太陽光パネルを126枚設置、地元地区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.4 詳細は議案書のとおりです。申請地はJR佐那具駅から南西へ約200mに位置し、土地改良事業の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地となりますが、既存工場敷地の拡張であり、既存施設の敷地面積5,994.26㎡の1/2を超えないことから問題はあります。申請地は、事業拡大のために工場を新築するものであり、今回の転用はやむを得ないと判断します。工事計画は許可日から令和6年6月30日までの計画です。土地造成は整地し盛土工事を行い、取水は上水道を利用、汚水・雑排水は敷地内で集水し、合併処理浄化槽を経由し河川へ放流、雨水は河川及び既設水路へ放流する計画です。区や水利組合、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.5 詳細は議案書のとおりです。申請地は、北山公民館から北へ約100mに位置し、周囲を宅地、畑で囲まれた、基盤整備されていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、株式会社〇〇の営業用マイクロバスの駐車場です。このような申請内容で、今回の転用はやむをえないと考えられます。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透させます。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。
事務局	No.6 詳細は議案書のとおりです。申請地は、伊賀市役所から北東へ約900mに位置しており、用途地域であることから、第3種農地となります。資材については、U字溝、集水桝等のコンクリート二次製品や土砂、碎石等です。申請地は、もともと球根を栽培するためのビニールハウスが7棟建っていましたが、本年4月頃に撤去する際に一部整地を行っていたため、顛末書を添付しての申請となっており、今回の転用はやむを得ないものと判断します。土地造成については、残り部分の整地を行い、雨水については自然浸透により処理します。万一周辺農地等へ被害を及ぼした場合は申請法人が責任を持って解決することとなっています。隣接所有者等に事業説明を行い、了承を得ていることから、転用について問題ないものと判断します。 なお、本日友生地区の大田委員は欠席されていますが、10月3日に関係者一同で現地の立会を行い、転用することに対して問題なしとの意見をいただいておりますので報告させていただきます。

事務局	No.7 詳細は議案書のとおりです。申請地は、正月堂から南東に約100mに位置しており第2種農地と判断します。施設の概要としては、所有権移転をした後に譲受人が経営する株式会社〇〇に使用貸借契約を締結し、醤油瓶ケースや運搬機材の置場として利用されます。申請地は、本年5月の総会議案となっていた同社の駐車場に転用する際の残土を利用して進入路を整地していることから、顛末書を添付しての申請となっており、今回の転用はやむを得ないものと判断します。土地造成については、残りの部分の整地を行い、雨水については、隣接する駐車場の造成時に設置した敷地内の水路を經由して大井川へ放流します。事業計画については問題なく、万一周辺等へ被害を及ぼした場合は譲受人が責任を持って解決することとなっております。隣接農地所有者等に事業説明を行い、了承を得ていることから、転用について問題ないものと判断します。
議長	只今の説明に関連して、依那古地区担当委員、三田地区担当委員、府中地区担当委員、阿保地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。島ヶ原地区については私が説明します。
藤室委員	No.1について説明します。関係者一同で現地確認を行いました。譲受人の駐車場が少ないため、特に問題はございません。
藤室委員	No.2について説明します。関係者一同で現地確認を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
森田委員	No.3について説明します。関係者一同で現地確認を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
高田委員	No.4について説明します。関係者一同で現地確認を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
折戸委員	No.5について説明します。関係者一同で現地確認を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
坂本委員	No.7について説明します。関係者一同で現地確認を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
議長	これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第3号No.1～7について、一括して採決することに異議はございませんか。
一同	異議なし。
議長	議案第3号No.1～7について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第3号No.1～7は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	続きまして議案第4号「事業計画変更申請について」を議題とします。議案第4号No.1について、事務局の説明を求めます。
事務局	No.1 本案件につきましては、令和4年9月30日付けで一時転用許可したもののについて、三重県土砂条例完了時の水質検査で鉛の数値が基準値を超過したため土壌調査を行うこととなり、土壌調査を実施し結果がでるまでに変更前の工期内では施工が完了しなくなったことによる事業計画変更承認の申請です。期間の延長は、当初許可日の令和4年9月30日から通算1年3ヶ月以内の令和5年12月29日までの変更となります。また本案件も以前と同様、区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。以上のことから、変更後の転用事業は事業計画に従って実施されることは確実で、周辺地域の農業等に及ぼす影響も変更前と同程度であると認められ、変更後の転用事業についても農地転用許可基準により事業計画変更は承認されるものと認められると判断します。

議長	只今の説明に関連して、府中地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
高田委員	No.1について説明します。関係者一同で現地確認を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
議長	これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
西田委員	鉛の数値が基準値を超過したということですが、どれくらい超過したのですか。どこの土を採取したのですか。他の埋め戻しの土は大丈夫ですか。鉛は人体にも影響しますし、近隣の住宅も心配ですがどうですか。
事務局	次回の11月10日の月次総会で、経過・現状・今後の対応について説明します。今回は許可を頂かないと検査できませんので、宜しくお願い致します。
議長	他にご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第4号No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第4号No.1は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。
議長	続きまして議案第5号「非農地証明下付願について」を議題とします。 議案第5号No.1について事務局の説明を求めます。
事務局	No.1 詳細は議案書のとおりです。申請地は山畑農事集会所から北西へ200m程に位置し、10ha未満の小規模な農地集団に属する基盤整備されていない農地であることから第2種農地と判断します。当該農地は、平成8年頃に植林され、現地調査でも山林化していることを確認し、農地に戻すことは困難であるため、非農地として問題はないと判断します。
議長	只今の説明に関連して、壬生野地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
池町委員	No.1について説明します。関係者一同で現地確認を行いました。事務局の説明のとおりであり、特に問題はございません。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第5号No.1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第5号No.1は原案のとおり下付することに決定しました。
議長	続きまして議案第6号「農業委員会委員の辞任について」を議題とします。 議案第6号について事務局の説明を求めます。

事務局	議案第6号「農業委員会委員の辞任について」を説明します。 令和5年9月20日付けで〇〇地区農業委員の〇〇委員より辞任届の提出がありました。 本議案については、当該委員の辞任に対して委員会の同意を受けようとするものです。 1 農業委員氏名は〇〇委員です。 2 辞任理由は「一身上の都合」によるものです。 3 根拠法は、農業委員会等に関する法律第13条第1項の「委員は正当な事由があるときは、市町村長および農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」という規定です。 〇〇委員は、健康上の理由により、農業委員としての職務遂行に支障がある状態であり、事務局としては委員辞任の正当な事由があると考えています。 今後の流れとしては、本日農業委員会の同意が得られれば、市長の同意手続きに入ります。市長あての辞任届と本日の農業委員会の議事録を提出し、市長の決裁日をもって当該委員の辞任が決定し、同日が辞任日となります。その後の予定ですが、「伊賀市農業委員会の委員の選任等に関する要綱第10条第2項」におきまして、「市長は、農業委員の欠員数が農業委員の定数の3分の1の欠員限度数を超えない場合であっても伊賀市農業委員会の運営に支障を来す恐れがあると認めるときは、欠員となる農業委員を補充するものとする。」となっています。事務局としては、本年7月20日から3年間の任期がある中で残りの期間が相当あることや、所管する地域は、〇〇地区と〇〇地区に及ぶこと、農地面積も広いこと等を理由に委員会の運営に支障をきたす恐れがあると考えます。従いまして、辞任をご承認いただきましたら、地区の意向を聞き取りながら委員の補充の手続きを進めてまいります。事務局からは以上です。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第6号について、原案のとおり辞任に同意することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり同意することに決定しました。 それでは、先ほど説明がありましたように辞任手続き並びに委員の補充の手続きを進めてください。
議長	続きまして、議案第7号「農用地利用集積計画について」を議題とします。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により伊賀市長より農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権設定が、新規設定2件、再設定3件で、田4筆、畑1筆となっております。計画面積は合計8,978㎡です。 (利用権全体説明) 以上の農用地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。 以上が農用地利用集積計画の説明となります。
議長	説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。
一同	意見なし
議長	ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第7号について、計画案のとおり意見の決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
一同	(挙手)

議長	全員賛成ですので、議案第7号は、計画案のとおり意見の決定をすることに決定しました。
議長	続いて、情報交換会ですが、本日が初めてです。 進め方を含めてまだ手探りの部分がありますが、よろしくお願いします。 本日は、1番玉岡委員と、2番門口委員にお話しいただきます。お話しいただく内容は、広く農業・農村について、地域の実情や普段思っておられることをお話しいただければと思います。お話しいただく時間は10分以内、その後委員の皆様で20分以内で意見交換できればと思います。 それでは、玉岡委員よろしくお願いします。
玉岡委員	スピーチ
議長	玉岡委員のお話が終わりました。 質問や意見のある方はおっしゃってください。挙手していただき議長が指名するかたちでお願いします。意見交換なので事務局から質問いただいても構いません。
各委員 玉岡委員	質疑・意見交換
議長	ご意見ご質問が尽きたようなので、玉岡委員の意見交換を終了します。 玉岡委員ありがとうございました。続きまして、門口委員よろしくお願いします。
門口委員	スピーチ
議長	門口委員のお話が終わりました。 質問や意見のある方はおっしゃってください。挙手していただき議長が指名するかたちでお願いします。意見交換なので事務局から質問いただいても構いません。
各委員 門口委員	質疑・意見交換
議長	ご意見ご質問が尽きたようなので、門口委員の意見交換を終了します。門口委員ありがとうございました。これで今月の情報交換会を終了します。来月は、3番森田委員、4番高田委員にお願いいたします。
議長	つづきまして、事務局から「3. その他」の事項について説明願います。
事務局	特になし
議長	以上で本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。
議長	ご意見が無いようですので、以上をもちまして、伊賀市農業委員会第4回総会を閉会いたします。

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和 6年 6月10日

会長

坂本 榮二

⑨

議事録署名者

藤室 明生

⑨

議事録署名者

川口 一夫

⑨